

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成24年度
計画主体	徳島市

徳島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 徳島市経済部農林水産課
所在地 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
電話番号 088-621-5252
FAX番号 088-621-5196
メールアドレス norin_suisan@city.tokushima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・シカ・カラス・カワウ・ドバト・アライグマ
計画期間	平成24年度～平成26年度
対象地域	徳島県 徳島市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成22年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	110万円、1.91ha
	野菜(馬鈴薯、筍等)	170万円、1.23ha
	果樹(みかん等)	410万円、1.37ha
サル	果樹(栗等)	84万円、0.4ha
シカ	果樹(みかん)	8万円、0.22ha
カラス	野菜(ほうれんそう等)	50万円、0.1ha
カワウ	魚類(あゆ等)	
ドバト	建物への糞害等	
アライグマ		
	計	832万円、5.23ha

(2) 被害の傾向

イノシシ) 南部の山間地域、中心部の眉山全域に生息。南部では年間を通してタケノコ・水稻等の農作物、果樹に被害。眉山では人家近くや公園の掘り起こし、掘り崩し等の生活環境への被害。眉山の被害・目撃報告が急増していることから、生息数も急増していると思われる。

サル) 神山・佐那河内から市南部の山間地域に周遊。100頭近い大きい群れもあり、野菜や果樹等に被害。人慣れが進んでいる。

シカ) 南部山間地域にて増加中。潜在的に被害があると思われる。

カラス) 中心部の眉山をめぐらし、北部の川内、北井上、南井上、不動などの地域で農作物の被害。南部地域でも果樹への潜在的な被害があると思われる。

カワウ) 吉野川・勝浦川に生息。毎年あゆ等への食害。

ドバト) 都市部に生息。病院等に営巣して糞害による不衛生等の被害。

アライグマ) 徳島市を含め、周辺地域にも目撃・捕獲例があり、潜在的に生息していると思われる。

(3) 被害の軽減目標

被害面積

指標	現状値(平成22年度)	目標値(平成26年度)
イノシシ	4.51ha	4.0ha
サル	0.4ha	0.36ha
シカ	0.22ha	0.2ha
カラス	0.1ha	0.1ha
計	5.23ha	4.66ha

被害金額

指標	現状値(平成22年度)	目標値(平成26年度)
イノシシ	690万円	620万円
サル	84万円	75万円
シカ	8万円	7万円
カラス	50万円	45万円
計	832万円	747万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料の範囲内で猟友会にハコワナを購入してもらい、有害鳥獣捕獲専用のハコワナとして捕獲班が8基運用。 ・カラス檻をカラス被害が多い不動と北井上に1基ずつ設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器が使用できないことが多く、ハコワナの数も潜在的な被害を含めれば不足気味。 ・猟友会の捕獲班が複数あるので、それらの効果的な連携が求められる。
防護柵の設置等に関する取組	入田・渋野地域にて電気柵の展示ほを設置(H19・20)	・電気柵を設置しても使用をやめてしまう例が散見されるので、集落ぐるみでの使用上の正しい知識の周知が必要。

(5) 今後の取組方針

獣害対策としては、地域での講習会や広報を通して放任果樹の伐採や集落点検等の鳥獣被害に遭わない環境づくりを周知し、被害を減少させる。

イノシシ・シカ対策としては猟友会による有害捕獲及び個体数調整で減少させる。またサル対策としては神山・佐那河内等の周辺市町村と連携して情報を共有し、集落には追い払いを周知徹底させる。

カラス対策としては南部地域にカラス檻を設置予定。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

徳島地区猟友会と委託契約を結び、有害捕獲・個体数調整を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24	イノシシ カラス	捕獲オリの導入 カラス檻の設置
25	イノシシ カラス	捕獲オリの導入 カラス檻の設置
26	イノシシ	捕獲オリの導入

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ・シカについてはそれぞれ県作成の特定鳥獣保護管理計画に基づき、その他鳥獣は第11次鳥獣保護事業計画に基づき、直前3カ年の有害捕獲実績数の平均値と増減傾向をもとに設定。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	24年度	25年度	26年度
イノシシ	90	95	100
サル	5	5	5
シカ	10	20	30
カラス	100	100	100
カワウ	60	60	60
ドバト	20	20	20

捕獲等の取組内容
(イノシシ) 4～10月はハコワナ・銃器の予察捕獲をし、 その他は有害捕獲で対応。
(サル) 過度に人慣れした場合に、有害捕獲で対応。
(シカ) 銃器を用いて有害捕獲で対応。
(カラス) カラス檻で予察捕獲。
(カウウ) 銃器を用いて有害捕獲で対応。
(ドバト) 駆除業者に対する有害捕獲許可で対応。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	24年度	25年度	26年度
イノシシ	電気柵1,500m	電気柵1,500m	電気柵1,500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
24	サル 全鳥獣	花火での追い払い、周辺市町村との位置情報共有 広報・講習会等による対策の普及啓発活動
25	サル 全鳥獣	花火での追い払い、周辺市町村との位置情報共有 広報・講習会等による対策の普及啓発活動
26	サル 全鳥獣	花火での追い払い、周辺市町村との位置情報共有 広報・講習会等による対策の普及啓発活動

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	徳島市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
徳島市農林水産課	事務全般
徳島地区猟友会	有害捕獲・個体数調整
徳島県東部農林水産局	鳥獣被害対策に対する指導
J A 徳島市	農作物の被害状況・捕獲機器の情報提供
徳島中央森林組合	森林被害の状況報告
鳥獣保護員	有害捕獲の現地確認

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置しない。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

6 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・シカは埋設及び自家消費。
サル・カラスは焼却。

7 . その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし。